外国子会社合算税制(CFC税制)の見直し

背景・目的

外国子会社合算税制は、日本企業等の健全な海外展開を阻害することなく、実質的活動を伴わない特定外国関係会社*(ペーパーカンパニー等)を利用することにより、国内における税負担を軽減・回避する行為に対処するための制度である。 外国子会社合算税制は、国際ルール上もグローバル・ミニマム課税と並存する仕組みとされており、改正後の国内でのグローバル・ミニマム課税の導入に伴い、対象企業に追加的な事務負担が生じることを踏まえ、外国子会社の所得を親会社で課税するという点で類似する外国子会社合算税制の見直しを行う。

税制措置の内容

特定外国関係会社*の適用免除要件である合算対象を判定する租税 負担割合(トリガー税率)を引下げる措置や、外国関係会社*に 関する書類の添付義務の緩和等の措置を講じることにより、企業の 確認作業や事務負担を軽減する。適用開始時期は、令和6年4月1日 以降に開始する事業年度とされている。

外国関係会社

居住者等株主等による発行済株式等の50%超を直接及び間接的に保有されている外国法人及び居住者・内国法人との間に実質支配関係がある外国法人(被支配外国法人)をいう。

特定外国関係会社

特定外国関係とは、外国関係会社のうち、ペーパーカンパニー、キャッシュボックス、ブラックリストカンパニーをいう。



現行・改正案の比較

改正内容	現行	改正案
特定外国関係会社に係るトリガー税率	30%	27%
部分対象外国関係会社に関する 書類の添付義務	部分対象外国関係会社に関する財務諸表等の書類を外国 関係会社に関する書類として申告書に添付すること	申告書に添付することとされている外国関係会社に関する 書類の範囲から、以下に関する書類の添付義務を 除外 し、 保存すること▼
		 部分適用対象金額がない部分対象外国関係会社 部分適用対象金額が2,000万円以下であること等の要件 を満たすことにより本制度が適用されない部分対象外国 関係会社
外国関係会社の株主情報等に関する 書類の添付義務 ※外国関係会社の株式等を直接又は間接に有する者 (株主等)に関する事項を記載するものに限る	外国関係会社の株主等の情報を記載した書類を申告書に 添付すること	外国関係会社と株主等との関係を系統的に示した図にその 記載事項の全部又は一部を記載すること

- ・部分対象外国関係会社とは、トリガー税率が20%未満の特定外国関係会社以外の外国関係会社のうち、経済活動基準*全てを満たす、一定の受動的所得*が合算課税される会社をいう(経済活動基準を満たさない外国関係会社は、対象外国関係者という)
- ・経済活動基準とは、外国関係会社が所在地国において独立企業としての実態を備え、且つそれぞれの業種に応じ、その他において事業活動を行うことに十分な経済合理性があると認められるか否かを 判断する基準(事業基準、実態基準、管理支配基準、非関連者基準又は所在地国基準)をいう
- 受動的所得とは、実質的活動のない事業から得られる所得のことで、配当、利子等、有価証券の譲渡損益、無形資産等の使用料、無形資産等の譲渡損益等がある



見込まれる制度の効果(事務負担軽減)

トリガー税率の引下げによって、日本企業が多数進出している米国(カリフォルニア州・ニューヨーク州)、ドイツ、韓国等が 合算課税の適用対象から外れることとなる。こうした国・地域の外国子会社を確認対象から除外することで、事務負担の軽減を 生み出す効果があると見込まれている。

合算対象	各国の法定税率	国・地域名	
対象外	30.0%	オーストラリア、メキシコ、ポルトガル 等	200/
対象 ⇒ 対象外	29.0~29.9%	ドイツ(956社)、イリノイ州(295社) 等	30%
	28.0~28.9%	ニュージーランド(120社)、カリフォルニア州(1,034社) 等	税率の引下げ
	27.0~27.9%	イタリア(271社)、韓国(966社)、ニューヨーク州(388社) 等	V
対象	25.8%	フランス、オランダ	- 27%
	25.2%	インド	
	25.0%	中国、スペイン	
	20.0%	タイ、ベトナム	

出典:経済産業省「令和5年度経済産業関係税制改正について」

